

一般社団法人日本循環器学会 北海道支部運営内規

(総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を北海道支部（以下「本支部」という。）において運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

(支部事務局)

第2条 本支部の事務局を北海道大学大学院医学研究院循環病態内科学教室に置く。

(支部長・副支部長)

第3条 2年毎に行われる理事選出選挙の後、第6条2項に沿い支部長を決定するが、支部長の任期開始日は理事就任開始日とする。

- 2 支部規程第6条の4項に沿い、支部長の任期は2年とし再任を妨げない。
- 3 支部長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
- 4 支部長が本支部とは別の支部に移動した場合、支部長として退任となる。
- 5 本支部に副支部長1名を置く。
- 6 副支部長は支部長が候補者を本支部所属の社員であり、且つ支部役員である者の中から選出し、支部社員・評議員会で承認する。
- 7 支部長に事故あるとき、又は支部長が別の支部へ移動したとき、副支部長を定款施行細則上の支部長代理として、支部長の職務を執行する。この場合の任期は、支部長の任期に準ずる。

(支部役員)

第4条 支部役員は支部規程第7条1項に沿い、支部所属理事の他、支部長が北海道地区の会員から若干名を指名し、構成する。

- 2 支部役員は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

(支部監事)

第5条 支部規程第8条1項に定める支部監事の定数は、本支部においては2名とする。

- 2 支部規程第8条2項に定める支部監事の選出について、本支部においては、支部業務に精通している者を1名、支部運営から独立性をもった者を1名、支部長が候補者を会員から選出することとする。なお独立性を鑑み、支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。
- 3 支部監事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

(支部幹事)

第6条 支部規程第9条に定める支部幹事は、本支部においては支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC担当幹事1名とし、支部長が会員から選出する。支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。

- 2 支部幹事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
 - 3 支部事務局担当幹事ならびに JCS-ITC 担当幹事は、それぞれの業務における月度毎の収支状況をモニタリングし、予算進捗確認を行わなければならない。予算に対し収支悪化の場合は、対策を検討し支部長へ報告すること。また収支改善の場合は、その資金活用方法について検討し支部長へ報告することとする。
- 3 JCS-ITC 業務担当幹事は、会員かつファカルティーの中から選出することとする。ファカルティー

がない場合は会員かつコースディレクターの中から選出する。

- 4 支部幹事は、それぞれの業務において投資（JCS-ITC 講習会用のマネキン、事務局運営用のパソコン等）が必要な場合は、事業計画、予算において明確化し、支部役員会・支部社員総会において承認を得なければならない。

（支部評議員）

第7条 支部規程第10条に定める支部評議員は、会員から選出し、支部評議員会において選任する。

- 2 支部評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 支部評議員は満65歳の支部評議員会で任期満了とする。
- 4 支部評議員は事業計画・事業報告・予算・決算について内容の確認を行う。
- 5 定期支部評議員会は年1回、支部長が召集し、議長となる。
- 6 支部評議員会に正当な理由なく連続して3年欠席した場合は支部評議員の資格を見直す。

（地方会会長）

第8条 地方会会長は「支部コンプライアンス・倫理内規」を遵守しなければならない。

- 2 地方会会長は、「臨床研究の利益相反に関する共通指針の細則」に定められた様式の利益相反の自己申告書を本会へ提出しなければならない。
- 3 地方会の主題および演題の選定および採択は、会長が裁量する。
- 4 地方会実施にあたり、会長の推薦にて会長校事務局長を任命することができる。会長校事務局長は、会長からの指示に基づき、地方会運営を補助することとする。
- 5 地方会運営にあたる企画会社の選定は会長一任とするが、可能な限り企画会社選定は相見積もりを行うこと。

（支部名誉会員）

第9条 支部規程第4条2項に定める支部名誉会員は、北海道支部社員総会において選任する。

- 2 支部名誉会員の被推薦資格は、支部社員総会開催日において年齢65歳以上で、北海道支部評議員を3期以上務めた者とする。
- 3 支部名誉会員は、永年資格とする。

（支部事務局業務）

第10条 支部規程第15条における支部事務局業務は、事務局担当幹事を補佐し、円滑に業務を遂行することを目的として、本業務に従事する人員を支部長の承認のもと採用しても構わない。雇用条件に変更がある場合は、支部長の承認を必要とする。

（地方会）

第11条 支部規程第16条1項に定める地方会について、本支部は原則として毎年1回以上地方会を開催する。

- 2 地方会の名称は、第〇〇回日本循環器学会北海道地方会とする。
- 3 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。

(委員会)

第12条 支部活動の必要に応じ、各委員会を設置する。委員会設置は支部役員会の承認を要する。

(JCS-ITC 講習会)

第13条 各支部はJCS-ITC講習会をJCS-ITC担当幹事が計画を取り纏め、開催する。

2 JCS-ITC講習会の事務業務についてはJCS-ITC講習会事務要領に定めることとする。

附則

1) この内規は、平成27年2月1日から試行期間とし、平成28年4月1日から完全実施とする。

2) この内規改正は、支部役員会において審議、決定し、支部社員・評議員会にて報告する。

附則(令和元年6月22日 一部改正)

この内規は、令和元年6月22日から施行する。

附則(令和2年6月27日 一部改正)

この内規は、令和2年6月27日から施行する。